

2019 年 3 月 6 日

「LT会」会報第 19-3 号（総 189 号）

上海 LT コンサルティンググループ

《商標登録証》は取得すればいい？
「3 年連続不使用の登録商標は取消」に注意！

先日、商標局から弊社宛に《登録商標の使用証拠提出に関する通達》が送付されてきた。同通達によると、ある法人が連続 3 年使用していなかった登録商標の取消を求めてきた場合、最近 3 年間に商標を使用した証拠となる資料を提出するか、使用していない正当な理由を述べるよう求めるというものであった。

多くの企業が登録商標を取得したらそれで安心と思ってしまいがちだがそうではない。「3 年連続不使用の登録商標取消」という時限爆弾があるからだ。

「3 年連続不使用の登録商標取消」とは？

中国の関連法規（付録参照）により、如何なる法人又は個人も、「正当な理由なく連続三年使用していない」を理由に、商標局に商標の取消申請をすることができる。他人に当該登録商標の取消申請をされた場合、当該商標の最近三年間に使用した証拠資料を収集整理するか、未使用の正当な理由（①不可抗力、②政府の政策による制限、③破産清算、④その他商標登録者に帰さない正当な理由を含む）を説明し、自身の権利を守らなければならない。

そのため、平素から登録商標を適切に使用、管理していないと、上記の通知が来た時に対応できないことになり、最終的に商標の所有権を失うことになる。

有効な商標使用の証拠にはどういった物があるのか？

中国国家知識産権局商標局の《商標使用証拠提出に関する説明》によれば次のとおり。

1、商標登録が第 1-34 類（使用範囲が指定商品である）の場合、下記物品を証拠とする。

（1）商標を使用している商品、商品包装、容器、タグ、商品に添付のラベル、製品説明書、紹介パンフ、価格表等。

（2）商品の販売に関連する取引文書。商品販売契約書、サービス協議書及び対応する領収書、伝票、商品の輸出入検査検疫証明書、通関申告書等。

（3）商標の大規模広告宣伝資料。発行日を確認できる出版物（新聞、雑誌など）、テレビ、ラジオの公告実物。広告会社又はテレビ、ラジオ局等メディアと交わした、商標を明記した広告契約書又は發票。日時を確認できる、店舗、ネオンサイン、戸外広告の写真など。

（4）展示会、博覧会で提供した当該商標を使用した印刷物及びその他資料。

2、商標登録が第 35-45 類（使用範囲が指定サービスである）の場合、下記物品を証拠とする。

(1) 商標を使用した紹介パンフレット、サービスの場所の看板、店舗内装、社員の服装、シール、メニュー、価格表、クーポン、事務用品、便箋及びその他サービスを特定する名刺、はがき、贈答品等。

(2) 商標を使用したサービスに係る発票、振込み伝票、サービス提供協議書、修理メンテナンス証明書等

(3) 第 1 条第 (3)、第 (4) 項に同じ。

※ 上記の 2 条で注意すべきことは、商品の販売契約書やサービス協議書など書面による証言だけで、修正されたかどうか識別しにくい物証、視聴資料、ネット情報等、実物とコピー等の場合、有効な商標使用証拠とみなされない場合もある。

3、《商標法》における商標使用とみなされない場合

- (1) 商標登録情報の公布又は商標登録者の登録商標の専有権所有に関する声明
- (2) 商標が公開の商業分野で未使用の場合
- (3) 商標が贈答品としてのみ使用された場合
- (4) 商標の譲渡又は許可行為のみで実際には使用していない場合
- (5) 商標登録の維持を目的とする象徴的使用の場合

その他注意すべき点は？

商標を使用した証拠は、その内容が完全、正確且つ有効であることが重要である。例えば、領収書や伝票の内容の記入が不完全或いは不正確だったり、商標の広告を載せた出版物の日付が 4 年前だったりすると、いずれも効力がない。

また、「3 年連続不使用の登録商標取消」というのは、実は諸刃の刃である。商標登録を申請する際、類似の商標があった場合も類似の商標に対して、商標局に「3 年連続不使用の登録商標取消」申請をすることができる。但し、その申請には時間と費用がかかるため、コストと影響をよく考えてから申請する必要がある。

《商標登録証》を取得することが最終目的ではなく、日常業務の中で、権利者としてできるだけ商標を使用し、様々な証拠を適宜保留し、他人に取消を申請されないようにしなければならない。備えあれば憂いなしである。

もし貴社におかれまして商標に関して気になる点等ございましたら、弊社へご相談ください。

付録：

1、《中華人民共和国商標法》第四十九条：

“登録商標が使用されている商品の通用名となっている場合や、正当な理由なく連続三年使用していない場合、いかなる法人又は個人も商標局に対して当該登録商標の取消申請をすることができる。

2、《中華人民共和國商標法實施條例》第六十六條：

“商標法第四十九條的登録商標は正当な理由無く連続3年間使用されていない場合、如何なる法人又は個人も商標局に対して当該登録商標の取消申請をすることができる。申請時には関連する状況について説明しなければならない。受理後商標の登録者に通知し、通知を受け取ってから2ヶ月以内に当該商標が取り消し申請提出前に使用されていた証拠書類を提出するか、使用しなかった正当な理由を説明しなければならない。期限がきても使用の証拠が提出されない、或いは証拠が無効、正当な理由がないとされた場合、商標局はその登録商標を取り消す。

前項にいう所の使用の証拠書類とは、商標登録者が登録商標を使用した証拠と商標登録者が他人に登録商標の指標を許可した証拠の書類を含む。

正当な理由無く連続3年間使用されていなかったことを理由に、登録商標の取消を申請する場合、当該登録商標の登録公告の日から満3年後に申請しなければならない。”

以上